

水車

学校教育目標：「瞳を輝かせ めあてをもって やりぬく金勝っ子」
 めざす学校：あいさつができる学校 いのちを大切にする学校 うつくしい学校
 え顔あふれる学校 おもいやりのある学校



こ いのち じんけん まも 「子どもの命、人権を守る」

こう ちょう かわなべ たかのり
校 長 川 那 部 隆 徳

ポインセチアの赤が街を彩る季節となりました。早いもので、今年も残すところあと1か月となりました。

さて、1895年施行の明治民法から続いた「懲戒権」の規定が、昨年12月に民法から削除されたことはご存知でしょうか。

懲戒権とは、「親権者は、監護（世話）と教育に必要な範囲内で子どもを懲戒できる」というもので、一般的には「しつけ」と解釈されてきました。もっとも児童虐待防止法などで、子どもへの体罰が禁止されており、懲戒権があるから、「しつけ」と称して子どもに体罰を加えてよいということではありませんでした。

しかし、過去の痛ましい虐待事件で、これがしばしば児童虐待を正当化する口実にされたというのも事実です。明治時代の規定が、令和の時代になっても親子関係や社会に影響を及ぼし続けていたことに驚きです。

改正民法には、子の「監護及び教育に当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢や発達に程度に配慮しなければならず」、そして、「体罰」を禁止することはもちろん、「心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動」を禁止することが明記されています。

つまり、民法上において、子どもの人格を尊重すること、子どもへの体罰や言葉の暴力などの禁止が、明確に規定されたわけです。

民法が改正されて1年がたとうとしていますが、その間も虐待は後を絶たず尊い命が失われる重大事件が発生しています。

法の整備だけで虐待をなくすことが困難であることは明白です。でも、民法改正から1年、これを機に社会全体で児童虐待を防ぐ、無くす機運をさらに高め、実効性が現れることを願ってやみません。虐待を知った人は、それを通告する義務があります。たとえそれが誤りであっても罰せられることはありません。子どもの命、人権を守ることを第一に考えていきたいものです。



1948年12月10日に国連総会で「世界人権宣言」が採択され、日本では12月4日から12月10日までの1週間を「人権週間」としています。本校でも、12月11日から12月15日までの期間を校内人権週間とし、人権学習の実施、人権啓発作品の作成などに取り組みます。そして、12月15日（金）の金勝っ子集会では、取り組んだ人権啓発作品の発表など、全校で人権について考える時間にしていきます。